「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加のお願い

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！

2019年3月

国土交通省・経済産業省・農林水産省

「ホワイト物流」推進運動とは?

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

① **トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化**

② **女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現**

物流の改善に向けては、**荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。**

運動への賛同表明

企業等の皆様には、以下の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

取組方針

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

法令遵守への配慮

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

契約内容の明確化・遵守

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

期待できる効果

「ホワイト物流」推進運動への参加で、このような効果が期待できます!

- ✓ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ✓ 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ✓ 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ✓ 企業の社会的責任の遂行　　等

「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

「ホワイト物流」推進運動へは、以下の流れでご参加いただけます。

01 運動の趣旨へのご賛同

「ホワイト物流」推進運動の趣旨と左記の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。
賛同企業名は公表いたします。

02 自社で取り組む項目を選定

これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、以下の推奨項目を参考に、検討をお願いします。
※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するか否かは任意で、随時変更が可能です。

「ホワイト物流」推進運動の推奨項目（一部抜粋）

A.運送内容の見直し

- 物流の改善提案と協力
- 予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- 集荷先や配送先の集約 他

B.運送契約の方法

- 運送契約の書面化の推進
- 運賃と料金の別建て契約
- 燃油サーチャージの導入
- 下請取引の適正化

C.運送契約の相手方の選定

- 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- 働き方改革等に取組む物流事業者の積極的活用

D.安全の確保

- 荷役作業時の安全対策
- 異常気象時等の運行の中止・中断等

E.その他

- 宅配便の再配達の削減への協力
- 引越時期の分散への協力 他

F.独自の取組

- 独自の取組

詳細は「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リストを参照下さい

優良な取組は、ポータルサイトにて紹介させていただきます！

※運動への詳しい参加方法等についてはポータルサイトをご参照下さい。
https://white-logistics-movement.jp

「ホワイト物流」推進運動の背景

1 トラック運転者は ピーク時より減少

道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移

平成7年 980千人→平成27年 767千人

(出典)国勢調査を基に作成

2 トラック運転者の 有効求人倍率は3.03倍※

※平成30年12月

トラック運転者と全職業の有効求人倍率の推移

(出典)厚生労働省からの 提供データを基に作成

3 トラック運転者は 高齢化

トラック運転者と全産業全職種の平均年齢の比較

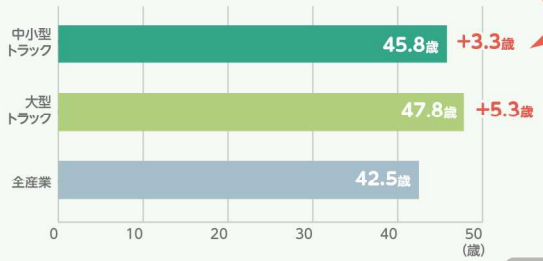

今後定年等で 大量に離職

(出典)厚生労働省 「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

4 トラックの調達 コストは上昇

企業向け「道路貨物輸送」サービス料金価格指数推移 (平成18年(2010年)平均=100)

平成18年を100とすると、平成30年12月は111.5

(出典)日本銀行 「企業向けサービス価格指数」を基に作成

国民生活や産業活動に必要な物流の担い手であるトラック運転者の不足は深刻で、その労働条件や労働環境の改善が不可欠です。そのためには荷主企業の理解と協力も必要です。荷主企業と物流事業者の相互理解の下、連携してサプライチェーン全体の生産性向上に取り組むことが求められています。

5 トラック運転者の労働時間は全産業平均より約2割長い

トラック運転者と全産業全職種の平均労働時間の比較

(出典)厚生労働省
「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

6 トラック運転者の年間賃金は全産業平均より約1～2割低い

トラック運転者と全産業全職種の平均年間賃金の比較

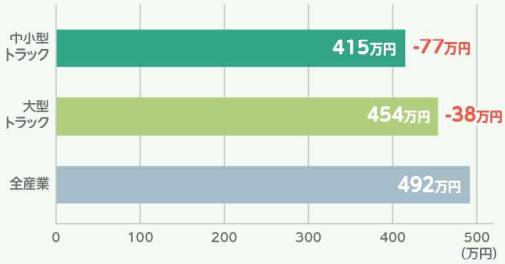

(出典)厚生労働省
「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

7 荷待ちや荷役が長時間労働の一因

1運行あたり拘束時間の内訳

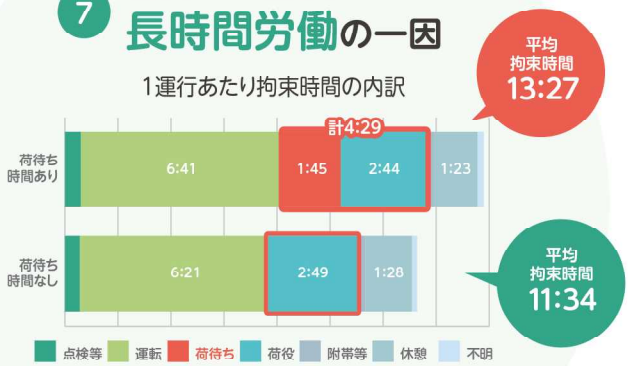

出典:国土交通省・厚生労働省
「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)

8 荷待ち時間の平均は1時間45分

荷待ちが発生する場合の荷待ち時間の内訳

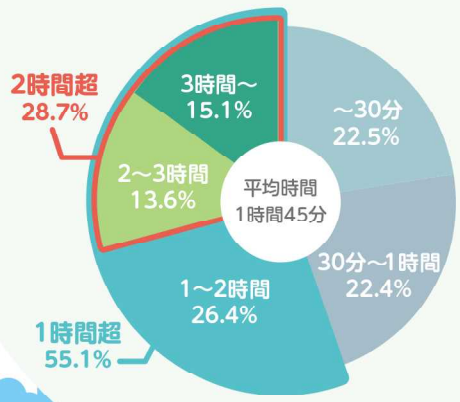

出典:国土交通省・厚生労働省
「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)

9 手荷役(手積み・手降し)の商慣習の存在

10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分
(1ケース7～10kg程度)のダンボールを、
手積み・手降ししている事例

荷主企業と物流事業者の協力で改善できる課題の例

CASE 1

長時間のムダな荷待ちが常態化していた

課題

先着順での積込・積降し

納品先で、先着順での積込・積降しが行われていた。一方で納品先の荷受け処理能力やトラックバース数には限りがあり、特定時間帯に納品車両が日常的に集中。結果、長時間のムダな荷待ちが常態化。

方策

納品先が「予約受付システム」を導入し、物流事業者が活用

併せて、各トラックバースの荷役予定時間を事前設定する運用変更を実施。

成果

・荷待ち時間・荷役時間の短縮
・納品先の庫内作業が効率化

物流事業者は予約時刻を前提に運行できるように。
これにより、荷待ち時間が大幅に短縮。
納品先も庫内作業の効率化が可能となり、時間あたり貨物取扱量が増加。荷役時間が短縮。

CASE 2

手作業での大量の貨物の積込・積降しが負担に

課題

手作業での大量の貨物の積込・積降し

10トン車にレタスのバラ積み1,200ケース分（1ケース7～10kg程度）のダンボールを手積み・手降ししていた。
手作業での大量の貨物の積込・積降しは、トラック運転者にとって重労働。
荷主企業にとっては、リードタイムが長くなる要因に。

方策

パレットの活用

パレットを使用するよう、物流事業者と発荷主・着荷主が調整。パレットの費用の負担や保管・返却方法について、関係者との間で合意。
これを踏まえて、手作業からフォークリフトによる荷役作業に移行。

成果

・荷役時間が大幅に短縮
・リードタイムも短縮

荷役時間 2～3時間⇒20～40分に
全体的なリードタイムの短縮も実現。

全国の様々な業種の荷主と物流事業者が、例えばIT機器などを活用して、定量的に運行データ等を把握するなど、物流の改善について相互に提案･協議し、協力して業務内容の見直しに取り組むことにより、以下のような課題を解決し、物流の効率化やトラック運転者の長時間労働の是正等の成果を上げています。

CASE 3 適切な配車を行える時間的な余裕がない

課題

時間的余裕がなく、荷待ちが発生

荷主企業の受注締切直後からの物流事業者の配車業務開始。
荷待ちの生じない適切な配車を行う時間的余裕なし。

方策

荷主企業から物流事業者に、受注締切前に確定前の受注情報（出荷情報）を事前共有し、物流事業者は事前準備を実施。
これにより、物流事業者が余裕を持って適切な配車を実施できるように。

成果

•荷待ちの生じない配車の実現
•荷主企業の作業も効率化

荷待ちの生じない適切な配車が可能となり、トラック運転者の拘束時間が短縮。
荷主企業も、荷待ちの削減により構内スペースの有効活用や混雑緩和が図られ、作業が効率化。

CASE 4 夜間や早朝の積込み作業が発生していた

課題

夜間や早朝の積込み作業
（リードタイムに余裕のない中での作業）

当日12時受注締切⇒翌日午前配達を行っていた。
※予測物量で荷役と配車を行うため波動により作業が遅延し、積込み作業も夜間や早朝になり、出発も遅延。

方策

当日12時締切⇒翌々日 午前配達（又は午後配達）に変更。
受注時間の前倒し、又は配達時間の後ろ倒しにより、受注から配達までのリードタイムを延長。

成果

•夜間や早朝の積込み作業が減少
•納品時刻遵守

リードタイムの延長により、夜間や早朝の積込み作業が減少し、トラック運転者の拘束時間が短縮。
荷主企業も、出発遅延が解消され、顧客に提示した納品時刻を遵守できるように。荷役作業スタッフの労働時間も短縮。

※その他の事例については「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」(厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会)を参照ください。
http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf

荷主企業と物流事業者が
相互に協力して
物流を改善していきましょう！

Webでも情報を随時発信します！

「ホワイト物流」推進運動　検索

https://white-logistics-movement.jp

国土交通省自動車局貨物課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
農林水産省食料産業局食品流通課
【問い合わせ先】
国土交通省自動車局貨物課「ホワイト物流」推進運動担当
電話：03-5253-8575（直通）